

豊橋田原食育体験講座  
(第4回)

旬の地元食材を使ったランチを食べながら、使用食材や地産地消、食育について講座を行います。

対象＝豊橋市および田原市に在住の方(子ども同伴不可) 日時＝

3月13日(火) 正午～午後2時30分

場所＝角上楼(田原市福江町)

定員＝20名(申し込み多数の場合

は抽選/結果は3月6日までに通

知) 講師＝上村純土さん(角上

楼代表) ほか 受講料＝3000

円(食事代含む) 申し込み＝2

月28日(水)までに電話またはF A

X・Eメールにて(FAX・Eメール

の場合、住所・氏名・電話番号

を明記) / 豊橋田原IT農業推進会

議ホームページからも申し込み可

豊橋田原IT農業推進会議事務局

(〒440-8501 住所不要

「豊橋市役所農政課内」)

☎(0532)51局2471

FAX(0532)56局5130

✉nosei@city.toyohashi.jp

HP <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/p/nousei>



豊橋田原食農教育  
推進フォーラム

対象＝どなたでも 日時＝2月

18日(日) 午前10時～午後3時30分

場所＝田原文化会館 内容＝基

調講演(名古屋文理大学短期学部・

芳本信子教授)、学習発表(豊橋商

業高校生徒)、パネルディスカッシ

ョン、ワークショップ、ミニ物産展

農政課

☎23局3517 FAX22局3817

生活

LIFE

学校施設開放  
利用団体の登録

平成19年度に小・中学校体育施設を利用する団体の申請を受け付けます。なお、平成18年度に登録した団体も新たに申し込みが必要です。

対象＝市内に在住・在勤の10名以

上のグループ 開放施設＝市内の

小・中学校の運動場と体育館、武道

場 使用料＝無料 申し込み＝

3月9日(金)までに、生涯学習課

文化会館(田原・赤羽根・渥美)、

介護保険料の減免

市町村民税世帯非課税で低所得の方に對し、介護保険料を減免します。

対象＝第3段階で次に該当する方

平成17年1月～12月の収入が

100万円以下の方(2人以上につ

いては、一人につき35万円を加算し

た額) / 誰からも生活的援助を受

けていない方、また被扶養者でない

方 / 健康保険の被扶養者になつて

いない方 / 世帯全員が居住地以外

に土地・家屋を所有していない方

減免内容＝第3段階の方の保険料

額(3万1900円)を第2段階の

方の保険料額(2万1200円)と

同じにするもの 申請方法＝福祉

課介護保険係にて

福祉課(田原福祉センター内)

☎23局3217 FAX23局3545

介護保険料の段階

段階	対象
第1	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者
第2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算が80万円以下の方
第3	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方
第4	本人が市民税非課税の方
第5	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方
第6	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方